

2013年5月28日

厚生労働大臣 田村憲久 殿

平成25年度ハンセン病問題対策協議会

統一要求書

ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会
全国ハンセン病療養所入所者協議会
ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国弁護団連絡会

第1 謝罪・名誉回復について

今後引き続き名誉回復措置を取ることを政府として表明されたい。

第2 社会復帰・社会内生活支援

1 基本方針の確認

ハンセン病回復者の社会復帰の円滑化・容易化及び退所者の社会内生活の安定化のために、今後も隔離政策による被害回復を旨として、退所者・非入所者の医療・介護制度・相談体制等の改善・整備ならびに継続的・安定的な経済支援等に最大限努力することを確認されたい（基本法第3条関係 なお、平成13年7月23日付「基本合意書」及び入所歴なき原告に関する平成14年1月28日付「基本合意書」参照）。

上記基本方針に基づき、退所者及び非入所者の安定かつ安心した社会生活の実現のために、ハンセン病回復者及びその家族に対する偏見差別の解消にむけた有効的な施策を継続的、恒常的に行うことを求める。

2 退所者給与金受給者の遺族に対する経済的支援について

既に実施された第1次アンケート調査結果及び現在実施中の第2次アンケートの結果を踏まえ、退所者給与金受給者の遺族に対する経済的支援策を早急に策定されたい。

その支援策の策定にあたっては、隔離政策により被った遺族・家族の被害実態

を十分に反映することを求める。

3 非入所者給与金受給者の遺族に対する経済的支援について

前項の支援策に準じ、非入所者給与金受給者の遺族に対する経済的支援についても早急に策定されたい。

第3 在園保障

1 基本方針の確認

平成13年7月23日付「基本合意書」において確認された国の法的責任及び基本法第3条の基本理念に基づき、13の国立ハンセン病療養所入所者（今後入所する者を含む）の意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認されたい。

2 職員定員について

(1) 国家公務員の定員削減に関する年次計画等において、削減の対象とされる職員定員の母数からハンセン病療養所の職員数を除外すること。

平成24年度確認事項にて「厚生労働省は、…引き続き必要な人員の確保のため総務省への要請を行うとともに医療介護の体制充実に努める旨表明し、また、平成27年度以降の定員削減計画が策定される場合においては、国立ハンセン病療養所が除外されるよう努力する」とあるが、確実にこの点が閣議決定の内容となるよう、厚生労働大臣は、大臣自らが具体的にどのように取り組むのか、その行動予定を大臣の名において回答されたい。

(2) いわゆる「賃金職員」を速やかに定員化（正規職員化）するため具体的な年次計画を策定すること。引き続き一層の介護体制の充実に努めるとともに、介護以外の業務を行う賃金職員についても定員化する措置をとること。

(3) 職員の退職にあたり、入所者の療養生活に必要な職員を確保するための職員後補充を実施し、期間業務職員とする場合にはその待遇を改善するなどして必要人員を確保すること。ハンセン病療養所における業務の外部委託を取り止めること。

(4) 平成25年1月29日付一部改正後の「平成25年度の国家公務員の新規採用抑制の方針について」及び平成25年3月26日付閣議決定「国家公務員の新規採用の方針について」に関する対応に関して、厚生労働省は平成25年度についての対応内容を説明し、ハンセン病療養所において実害を生じさせない

ことを確約すること。また、平成26年度に関して、従前の方針が変更・緩和されたことを受けて、ハンセン病療養所を新規採用抑制の対象外とし実害を生じさせないことを確約すること。

- (5) 大島青松園の官用船の安定した運航確保のため、機関長2名を定員採用すること、及び、今後も引き続き、官用船の維持と安定的運航のために船員の雇用確保や施設等の改善整備に努力すること。

(趣旨・理由)

ア 本年度予算に至る経過等とその評価

ハンセン病療養所を国家公務員の定員削減計画から除外する問題を中心とする職員不足の問題については、後述のとおりこれまでの繰り返しの要求にもかかわらず、現場の状況は悪化してきた。かかる事態の中で、昨年度の定期協議の場で全療協は実力行使を検討することを通告し、平成24年7月18日ついに実力行使を決議するに至った。これに続いて「ハンセン病問題の最終解決を進める国会議員懇談会」及び「ハンセン病対策議員懇談会」が首相官邸に申入れを行ったことを受け、小宮山大臣（当時）は、統一交渉団と面談し、同年8月23日付「国立ハンセン病療養所の定員について」と題する書面のとおりお詫びすると共に定員削減に歯止めをかけること等を約束し、あわせて、介護員退職者の後補充も行うことを約束した。さらに、総選挙後、田村大臣は、統一交渉団と面談し、平成25年1月24日付「国立ハンセン病療養所の定員について」のとおりお詫びすると共に約束した。

以上の経過により策定され、承認された平成25年度予算では、前年まで毎年55人だった定員削減数を49人に抑え、その上で削減数と同数の49人定員増により前年度と同数の定員を確保し、この49人増のうち30人を介護体制強化のため行政職（二）の定員として確保し、また、介護員を期間業務職員から定員内職員に切り替える場合（定員化）に後補充を行うとし、定年後の再任用短時間勤務者として看護師13名の定数枠を実現する、という内容となった。厚生労働省がこの実現に尽力されたことを率直に評価する。

イ 現在も残る課題

しかしながら、以上の経過にもかかわらず、①現場の職員不足は介護業務も含めて解消されていないこと、②定員削減への対応を介護員以外の技能職の退職後不補充でまかなうとしたため介護以外の業務について職員対応体制がむしろ悪化すること、③約600名に及ぶ賃金職員の定員化への道筋が明らかでないこと、等の問題が残されており、これらの根本的な原因は、国立ハンセン病療養所が定員削減計画から除外されていない

ことにある。

また、従前から問題となってきた大島青松園の官用船の職員体制についても、上述の定員問題を抱えたままであるため、職員の確保に困難を来たしている（後述）。

なお、上述のような現場を抱えるハンセン病療養所において、職場移動が流動的な医師・看護師を含め恒常的に離職があるにもかかわらず新規採用が不可能となれば、療養所運営が立ち行かないことは明らかであり、平成26年度においてこの問題が生じないのか明らかにされる必要がある。

上記の要求は、これらの課題の速やかな解決を求めるものである。

とくに、定員削減計画からの除外は、閣議決定の対象であるため、厚労省事務方の努力だけでは困難な問題であり、厚生労働大臣本人が自ら行動しなければ解決できないことから、特に大臣自らの行動を求めるものである。

ウ 大島青松園の船員問題について

現在唯一、陸地から切り離された離島に設置されている大島青松園においては、官用船の安定かつ円滑な運航は、在園者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むための必要不可欠な絶対条件である。そのためには、栈橋をはじめとする設備施設の改善整備はもとより、実際に官用船を動かす船員職員体制も充実かつ安定する必要がある。

しかしながら、現在の船員職員体制は、船長職2名のみが定員職員であり、他の6名は定年退職後の再任用者あるいは期間業務職員である（期間業務職員の待遇が劣悪であることについては後述）。とりわけ、官用船の動力機関の責任者である機関長の職に従事する船員職員は1名にすぎず、しかも定年退職後の再任用であることから、官用船運航に責任を持つ者の数が決定的に不足するとともに、雇用関係も極めて不安定な状況にある。

官用船の安定かつ円滑な運航のためには、最低でも、船長2名、機関長2名は定員職員である必要があり、そのため、機関長としての船員職員2名を定員として採用することを求めるものである。

エ 問題の背景 — 現場の実情と歴史的経緯

そもそも、ハンセン病療養所においては、入所者の高齢化（平均82.6歳）、認知症の増加（522人・全入所者の25.8%）や障害の重篤化（要食事介助者698人・34.6%、寝たきり74人・8.6%）等により、いっそうの人手が必要となっている（別紙療養所入所者データ参照）。ところが、行政改革推進法及び関連閣議決定は、この間、ハンセン病療養所にまで適用され、その職員定員は、年次計画によって削減され続け（平成18年度～21年度に各年87人、平成22～24年度は各年55人、平

成25年度は49人)、新規採用も抑制されてきた。また、職員の定年退職があっても後補充がされないために、あるいは、待遇の低い期間業務職員(その待遇は、日額7,372円とすると、勤務日数次第で月によっては月額約14万円、手取り額約12万円となることもある)で後補充の募集を行っても応募者が得られないために、入所者のケア等に必要な職員が足りない事態が継続的に生じてきた。こうした影響のため、入所者に対するケア等の劣化は、依然としてなお質量ともに著しい。

そもそも、入所者と家族・故郷との間の関係断絶の原因はハンセン病隔離政策にほかならず、また、ハンセン病療養所において、かつて職員不足を常態とする運営体制の下、国が担うべき療養所の業務全般にわたって「患者作業」に依拠していたことからすれば、基本法第3条1項及び2項の基本理念に照らしても、家族と切り離された生活を送り、また、過酷な作業のゆえに障害を悪化させるなどした現在の入所者らに対するケア等の低下はあってはならない。

また、いわゆる「作業返還」以降、入所者が担っていた業務を国の職員に切り替えるにあたって「賃金職員」が採用された歴史的経緯があるため、ハンセン病療養所では構造的に正規職員(定員職員)が少ないが、入所者が担っていた作業を正規職員の業務としなかったこと自体差別的であり、また実際にも、賃金職員の業務は正規職員と異なるところはなく、今なお多数の「賃金職員」が残る状況は同一労働同一賃金の原則に反する差別的状況であり、かつ、隔離政策の残滓というべきものである。

ハンセン病療養所における業務においては、入所者の高齢化・認知症の増加に伴う十分な対応や、ハンセン病特有の障害・知覚麻痺等への理解・経験が必要とされるものであり、また、入所者と家族等との断絶に起因して職員は家族的役割をも果たしていること、さらに、入所者らの辿ってきた人生や療養生活を理解する必要があること等、多くの特殊性があるが、近時は、構造的に少ない定員定数がさらに年次計画により削減されたこと及び療養所業務の外部委託などが進められた結果、介護ケア等の維持充実が図られず、むしろこうした特殊性を有する業務への習熟・勤務年数にも関わらず、「賃金職員」の正規職員への道が険しいままのため、従前からの不安定な身分・差別的待遇とも相まって、将来への不安が職員の士気の低下や離職等の問題を生じさせた。

こうした事態は、介護人員の深刻な低下等、入所者の療養生活に深刻な影響を生じさせた。食事時の介助、繁忙時の対応、夜間や休日における認知症患者への対応等がきわめて不十分なため非人間的な扱いがなされている事例も指摘されている。また、一部の園では看護師の欠員も続いており、速やかに補充される必要がある。

オ 政府の責務とその不履行

ハンセン病問題基本法の制定、衆参両院の「国立ハンセン病療養所における療養体制

の充実に関する決議」（衆議院平成21年7月9日、参議院平成22年5月21日、いずれも全会一致）、本協議会における継続的な協議等を受けて、平成24年度予算で介護体制強化のための行政職（二）（看護助手）4名確保などの努力がなされてきたが、十分なものとは言えず、冒頭に記載の事態に至った。平成25年度予算について一定の評価ができることは上述アのとおりであるが、今なお問題が解決されたとは到底言えない状況である。

そして、イに述べたとおり、各問題の根本は、定員削減計画からの除外の成否にかかっており、かつ、これが閣議決定の問題であることから、厚生労働大臣本人が自ら行動しなければ、解決できない。

よって、上記の通り要求する。

3 医師の確保について

厚生労働省は、基本法第11条において国の責務として明示的に「医師」の確保等が定められていること等に基づき、医師給与（俸給またはそれに代わる諸手当）の抜本的増額、当直手当の改善（応援当直の確保による常勤医師の負担軽減）を含む、「国立ハンセン病療養所の医療サービスの向上に関する研究」の提言に示された具体的な医師確保対策を速やかに実施されたい。

（趣旨・理由）

13の療養所の医師定員数は146名であるところ、現員は117名（平成25年3月1日現在）に留まり、大島青松園では内科医がいない状況が1年続く事態に陥っている。また、多くの医師は1日ないし数日しかハンセン病療養所での診療を行わないなど実際上の常勤医はそれより一層少なく、「社会の中で生活するのと遜色のない水準の医療」にはほど遠い現状である。

なかでも、園長・副園長となるべき常勤医の確保は死活問題である。現在、副園長がいない園が5つもある（松丘保養園、東北新生園、長島愛生園、奄美和光園、宮古南静園）。例えば、松丘保養園では療養所にいる医師は園長のみ、という状況が週に数日も生じるなど常態化している。医師が不足となれば、管理職たる園長にとって当直も重い負担となるのであり、他の医師の確保が必須である。

今の療養所の医療状況では、失われなくてもよいはずの命が、失われているのではないか、という深刻な危惧を抱かざるを得ない。

他方で、近年、民間病院はもとより、公立病院や独法化した国立病院における医師待遇と比べても、ハンセン病療養所の医師の「相対的な医師待遇」の悪化は著しい。

すでに平成19年度の協議会において、「引き続き、13療養所における医師の確保に努める」と確認されていたところであるが、同年度の国立ハンセン病療養所所長らによる治療研究報告「国立ハンセン病療養所の医療サービスの向上に関する研究（研究代表者山内和雄・沖縄愛楽園園長）」においては、このような状況に対する対策として、医師報酬の改定、地域の実情に見合った診療援助謝金での当直専門医の活用、謝金増額・交通費以外の手当での支給、国立病院課のイニシアチブによる国立病院機構やナショナルセンター等との人事交流による医師確保・出向の仕組み、奨学資金制度など具体的な提言がなされていた。そして、平成21年度協議会では、「具体的な医師確保対策について検討するために、全療協、厚生労働省、施設長協議会、国立病院機構の四者によって構成される意見交換の場を速やかに設ける。」と確認されていた。

しかるに、その後も具体的な医師確保対策として実効性のある措置はなく、むしろ、国家公務員の給与削減（平成24年国家公務員給与改定）によりその待遇はさらに悪化しており（医（一）三級以上の場合9.8%の削減）、現場の医師不足は解消されておらず、きわめて遺憾である。よって、上記の通り要求する。

第4 真相究明

1 歴史的建造物・史跡・療養所施設等の保存

- (1) 平成25年度内に、歴史的建造物の保存等に関する検討会（以下、「検討会」という）の基本方針を整理し、各療養所ごとの具体的保存等の計画を策定して、平成27年度分の概算要求に予算を要求できるよう、スケジュール管理を含め、最大限の努力をされたい。
- (2) 検討会の検討対象物に緊急に保全すべき倒壊損壊等の危険が生じた場合は、国の予算で速やかに保全されたい。
- (3) 検討会が検討を行うに際して現地追加調査、専門家ガイダンス等が必要とされる場合の費用は国の予算で確実に確保されたい。

2 重監房復元（再現）事業

- (1) 重監房資料館建築と跡地保存工事につき、現在の進行状況を明らかにし、平成26年における工事完成と資料館開館までの今後の工程を説明されたい。
- (2) 重監房資料館と跡地の維持管理、人的体制の整備を国の責任で行うことを改めて確認し、開館後の活発な運営を確保するために、厚生労働省として考えている方策・企画を説明されたい。

3 菊池医療刑務所の保存

関係省庁との調整を含め、保存に関する厚生労働省としての検討内容を説明されたい。

4 学芸員

各療養所にある歴史的資料等の保存・展示を行うに際し、学芸員・司書等による専門的知識を有する者の関与が必要とされる場合には、その人的配置に努められたい。

5 国立ハンセン病資料館の新規収蔵庫の建設

国立ハンセン病資料館において増え続ける収蔵資料の保管環境については、専門家のアドバイスを受けつつ、新規収蔵庫の建設によって整備をはかることとし、その建設費用を、平成26年度分の予算で確保できるよう、努められたい。

6 医療基本法の制定

関係省庁連絡会議、関係者の意見聴取等を踏まえた、厚生労働省としての検討内容を説明されたい。

第5 将来構想

1 入院施設としての地域開放の進展状況について

(1) 療養所の将来構想の中核というべき、療養所を地域住民の入院医療施設として開放するという構想については、沖縄愛楽園を皮切りに多くの療養所で実現するに至っているが、開始以後の利用実績は明らかになっておらず、そのため、今後克服すべき課題も具体化していない。

(2) そこで、各療養所における地域住民の利用実績を明らかにし、利用が進んでいくために、今後どのような取り組みが必要であると考えているのかを説明願いたい。

2 邑久光明園における特別養護老人ホームの誘致の意義と他の療養所所在地自治体への情報提供の必要性について

(1) 邑久光明園において実現した特別養護老人ホームの誘致は、療養所の将来構想として、画期的な意義を有すると評価することができる。特に、その実現に向けて、地元の瀬戸内市が果たした役割は、極めて大きなものがあったと認

識している。

(2) こうした構想は、他の療養所における将来構想の具体化が進んでいない現状とその所在地自治体における特養に対する需要の大きさ等を考えたとき、他の療養所においても具体的な実現可能性があると考えられるように思われ、所在地自治体に対する詳細な情報提供が必要となっている。

(3) ついては、邑久光明園における特養誘致実現に至る経緯について、他の所在地自治体に、特養誘致に向けた取り組みの可否を検討する際の資料として、厚生労働省から情報提供を行っていただきたい。

以 上